

# 財政健全化計画書

奈良県上牧町

## 第1 健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析

本町は、景気の長期低迷や三位一体改革の影響により経常収入が減少し、少子高齢化による社会情勢の変化、大型公共事業投資による公債費の負担の増加に伴い、平成16年度以降実質収支がマイナスに転じ、それ以降、赤字決算が続いていた。

しかし、このまま赤字決算が続くと、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の施行前の地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）に規定する財政再建団体への転落が確実な状況と見込まれ、また一刻も早く抜本的な行財政改革が必要となってきたため、この財政悪化の状況を解消すべく、平成18年10月27日に上牧町行財政改革懇談会からの「上牧町集中改革プランへの緊急提言」の答申を踏まえ、住民生活を直撃するような最悪の事態を回避し、早急に財政の再建を図るため、平成19年2月に上牧町財政健全化計画－「集中改革プラン」－を策定し、歳入増加及び歳出削減による対応が図られた。その結果、単年度ベースの収支は改善し、平成19年度以降、単年度収支及び実質単年度収支は何れも黒字に転換し、実質収支の赤字幅も縮小しつつあった。

しかし、教育施設、文化センター、保健福祉センター、公営住宅の建設及び小集落地区改良事業等の大型公共事業に伴う財源の多くを町債に依存した結果、地方債の償還額が大きな重荷となっており、平成16年度以降に大型事業の規模の縮小や事業を凍結しても、過去に発行した事業債の元利償還額は増加傾向にあり、公債費は大幅に増加した。更に、文化センター借換債の償還が財政運営を大きく圧迫することになることから、当初の元金償還額の負担を先送りしてきた結果、特に平成19年度、平成20年度の公債費負担は大きく、平成20年度の公債費は1,995百万円と、歳出総額6,496百万円の約3割を占めるまでに至り、実質公債費比率を悪化させ、平成20年度決算において、実質公債費比率（26.4%）が早期財政健全化基準（25.0%）を上回った。

※主な過去の地方債残高は以下のとおりである。

(単位：百万円)

年 度 区 分	H14 年度末	H15 年度末	H16 年度末	H17 年度末	H18 年度末	H19 年度末	H20 年度末	H21 年度末 (見込)
普通建設事業債	16,331	16,600	15,217	14,292	13,152	11,635	10,135	9,390
1.義務教育整備事業	2,231	2,027	1,817	1,603	1,412	1,178	1,018	1,330
2.保健福祉センター整備事業	1,709	1,469	1,230	978	773	567	361	224
3.文化センター整備事業	1,911	2,187	2,160	2,132	2,045	1,776	1,506	1,236
4.公民館整備事業	86	136	165	153	138	122	105	92
5.ゴミ処理施設整備事業	302	558	535	573	501	429	346	384
6.道路整備事業	635	637	598	580	543	483	428	369
7.公営住宅整備事業	6,453	6,602	6,500	6,143	5,783	5,357	4,889	4,501
8.分譲住宅造成事業	1,051	1,018	898	853	774	695	614	532
9.その他	1,953	1,965	1,316	1,277	1,183	1,028	867	722
災害復旧事業債	14	12	9	7	5	2	-	-
特例事業債	762	1,388	2,348	2,620	2,930	3,102	3,214	3,409
合計	17,108	18,000	17,575	16,919	16,087	14,740	13,349	12,799

## 第2 計画期間

平成21年度から平成22年度まで2年間

## 第3 財政の早期健全化の基本方針

本町においては、財政の立て直しを図るために、「集中改革プラン」に基づき、歳入においては、受益者負担の原則に基づきごみ処理の手数料、施設使用料の有料化、また保育料、下水道料金等の改正を行った。歳出については、組織のスリム化や経費の節減など徹底した行政システムの見直し、職員給与などの削減等の行財政改革を図ったところである。

本計画では、集中改革プランで策定した取り組みを実施した結果、住民生活に大きな影響を与えてしまったことを認識し、今後は、これ以上住民生活に大きな影響を与えてしまうことのないように、地域の活性化や高齢者、子どもたちが安心して暮らすことのできる町財政の確立のため、財政健全化計画策定後に生じる諸問題に的確に対応しながら、実質公債費比率の改善を第一に取り組み、町全体の財政健全化を進めるものとする。

少子高齢化、景気低迷が進む中で、財政の健全化を確実なものとするためには、地域の活力を維持するための取り組みや将来的なまちづくりに資する事業が必要であり、限られた財源の中で効果的で効率的な施策を図る。

財政の健全化に向けて、住民の理解と協力、国・県の助言や支援のもとで着実に取り組んでいく。

## 第4 一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策

### 【1】町税収入等自主財源の確保

#### (1) 町税収入等の確保と徴収率向上のための取り組みの推進

平成21年4月からは徴収対策強化として、徴収課職員の増員、平成21年10月からはコールセンターへの業務委託による電話催告の推進、加えて差押さえ等法的措置の強化を行っている。また、本計画策定以前から取り組んできた口座振替の促進、町税等収納対策本部による夜間徴収等を引き続き実施し、県平均91.3%（平成20年度決算）を上回る徴収率を目指す。

平成22年4月からは、奈良県個人住民税滞納整理室から職員3名の派遣を受け町県民税滞納者を中心に協働徴収事業を実施。さらに多様な財産調査（預金・給与等）による差押え実施の強化と迅速なる処分財産の換価（公売）を積極的・効果的に行い税収確保を行う。

H18～H20効果額 42,428千円

H21～H22継続額 49,041千円

#### (2) 受益と負担の適正化

「受益と負担」の原則に基づき、サービスにかかったコストに対して適正な受益者負担を求めるものとして、ごみ処理手数料、施設使用料の有料化、また、保育料、住民票等交付手数料、下水道使用料等の改正を行ってきた。受益者負担の観点から引き続き適切な時期に適切な設定に努める。

H18～H20効果額 572,240千円

H21～H22継続額 382,165千円

#### (3) 資産の有効活用

町有財産（含土地開発公社保有）における遊休資産については、早急に整理し、他の事業への活用または処分を進める。

自主財源の要である町税収入を確実に確保していくと共に雇用の機会を確保する為、優良企業の進出を推進する。

<u>H 1 8 ~ H 2 0 効果額</u>	<u>1 0 5, 7 7 5 千円</u>
<u>H 2 1 ~ H 2 2 継続額</u>	<u>2 5, 6 0 1 千円</u>

## 【2】人件費の抑制

人件費については、「定員適正化計画」（平成18年度～平成22年度）に基づき、退職者の補充は技能現業職不補充としているところ一般事務職については、平成24年度までは職員採用は行わない。ただし、技術職員等（保健師等）については住民サービスの低下を避けるため最低限の補充に留める。より一層の定員削減と事務事業の見直しを進めることにより平成21年4月の職員数は228名で計画の242名より14名少なく、平成22年4月の予定職員数は220名で計画の237名より17名の減員を見込む。

一般職の給与については、平成24年度までの時限措置として、給料の10%カットと地域手当の不支給の継続を行っていく予定である。

また、特別職についても平成17年4月から4役の給料の17%カットを実施し、平成17年10月からは町長は27%、助役、収入役、教育長は22%の給料カットを実施している。平成18年4月からは収入役職を廃止し、平成19年4月に助役から副町長制へ移行されてからは副町長を置かず、町長と教育長の給料カットについても当分の間継続実施する予定である。

さらに議会議員についても、議員提案により議員定数は平成19年4月改選時より4名削減した。報酬については、平成18年1月から議長50,000円、副議長及び議員20,000円の報酬カットを実施中で、今後も当分の間、継続される見込みである。

<u>H 1 8 ~ H 2 0 効果額</u>	<u>7 1 4, 9 8 6 千円</u>
<u>H 2 1 ~ H 2 2 継続額</u>	<u>6 0 7, 3 6 1 千円</u>

## 【3】事務事業の見直し

### （1）内部管理経費、一般事務費の徹底した削減

適正な予算編成及び予算執行のため、費用対効果が低いものや当初の目的が達成されたもの等は、廃止・縮小を検討する。

集中改革プランに基づき、電算システムの合理化、下水道繰出金の適正化、各種教室、イベント等の縮小または廃止、体育祭、成人式、敬老会の縮小等の経常経費全般の徹底した見直しを行ってきた。今後も各事業の必要性を十分勘案し、徹底した経費削減の継続を行う。

<u>H 1 8 ~ H 2 0 効果額</u>	<u>2 3 5, 1 5 2 千円</u>
<u>H 2 1 ~ H 2 2 継続額</u>	<u>1 7 1, 2 0 0 千円</u>

(2) 補助金、負担金の効果的執行

集中改革プランにおいて、町単独補助金については、行政の役割を踏まえ、個々にその目的や成果等を精査及び見直しを行ってきた。また、負担金についても、行政運営に支障をきたすものを除き、廃止または削減を当分の間継続し、必要な団体や事業に対し補助金等が公平に行き渡る仕組みを構築していく。

H18～H20効果額 97,679千円

H21～H22継続額 104,899千円

【4】組織、機構の運営体制等の見直し

目的や効果を十分検討し、今まで以上の経費の削減に努めるとともに、事務事業の見直しの継続、行政組織の公務能率を図る。

H18～H20効果額 16,121千円

H21～H22継続額 8,210千円

【5】公共施設の管理運営

効果的な施設管理やサービスの提供に努め利用状況等により、縮小を検討し運営方法の改善やコストの削減に努める。

また、文化センターの休館、町民プールの休止は引き続き行うが、平成25年度までの開館を目指す。

H18～H20効果額 269,232千円

H21～H22継続額 333,016千円

【6】民間活力の導入

町には町立保育所が3箇所あったが、現在1箇所に指定管理制度を導入、1箇所を民営化している。指定管理制度を導入している保育所についても、平成22年度末に民間へ売却し、平成23年度より完全民営化する。

し尿収集運搬業務についても、平成22年度より民間に業務委託し経費削減を図る。

H18～H20効果額 325,266千円

H22効果見込額 173,452千円

## 第5 実質公債費比率を早期健全化基準未満とするための方策

普通建設事業は、真に必要な事業以外は実施しないこととし、事業の抑制と効率的な執行に努めることにより、地方債の新規発行の抑制に努める。

平成16年度以降、地方債の新規発行を抑制してきたことにより地方債残高を着実に減らしてきたが、今後は義務教育施設整備事業債（学校施設耐震化）、第三セクター等改革推進債（土地開発公社の解散）の発行により、再び基準を上回らないように注意深く事務を進める必要がある。一般会計の収支悪化に備え収入確保・経費削減の取組を進める。

既発行の地方債のうち、高金利のものを繰上償還及び借換、また県の市町村財政健全化貸付事業を活用し、金利の削減及び公債費の負担の平準化を図る。

※計画期間中の主な普通建設事業は以下のとおりである。

### 学校教育施設耐震補強事業

(単位：千円)

施設名	平成21・22年度 事業費	財源内訳			
		国庫支出金		町債	一般財源
		安全・安心な学 校づくり交付金	公共投資 臨時交付金		
上牧小学校	141,128	65,867	37,676	37,400	185
上牧第二小学校	209,160	117,650	21,079	70,200	231
上牧中学校	660,618	204,226	86,868	369,300	224

### 土地開発公社健全化事業

(単位：千円)

年度	事業名	事業費	財源内訳		
			国庫支出金	町債	一般財源
平成21年度	塵芥焼却施設用地購入	146,860	0	120,600	26,260
平成22年度	塵芥焼却施設用地購入	50,774	0	38,000	12,774
	滝川13号線用地購入	35,321	0	26,400	8,921
	住環境整備用地購入	34,090	0	23,100	10,990

## 第6 各年度ごとの第4又は第5の方策に係る歳入及び歳出に関する計画

普通会計の収支見通し

(単位：百万円)

区 分		年 度	計画初年度の 前年度	計画初年度 (平成21年度)	平成22年度 (第2年度)
歳 入	町 税		2,257	2,201	2,142
	譲与税・交付金		314	305	277
	地方交付税		2,468	2,446	2,397
	普通交付税		2,165	2,159	2,096
	特別交付税		303	287	301
	国・県支出金		605	1,200	1,647
	町 債		286	508	1,168
	負担金・使用料・手数料		315	294	304
	その他		197	120	286
	歳入小計		6,442	7,074	8,221
歳 出	人件費		1,467	1,477	1,484
	物件費		804	902	892
	扶助費		542	647	918
	公債費		1,995	1,873	1,807
	投資的経費		118	328	1,397
	その他		1,570	1,852	1,718
	歳出小計		6,496	7,080	8,216
歳入歳出差引額 (A)			△ 54	△ 6	5
翌年度へ繰越すべき財源 (B)			22	28	0
実質収支額 (A) - (B)			△ 76	△ 34	5

※奈良県市町村財政健全化貸付金及び公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換については、除いています。

## 第7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位：%)

健全化判断比率	年度	計画初年度の 前年度	計画初年度 (平成21年度)	平成22年度 (第2年度)
実質赤字比率		1.50 (14.95)	0.69 (14.95)	—
連結実質赤字比率		— (19.95)	— (19.95)	—
実質公債費比率		26.4 (25.0)	26.8 (25.0)	24.8
将来負担比率		306.0 (350.0)	307.5 (350.0)	292.5

※ ( ) 内は早期健全化基準

## 第8 その他財政の早期健全化に必要な事項

本町の財政悪化の根本的原因は、企画段階での計画立案プロセスの甘さ、及び当該案に対するチェックが十分に機能していなかったというガバナンス体制の弱さにあり、事業計画実施後も、計画と実績の差異分析、及びその分析結果を修正計画として立案、実施するといった「PDCA サイクル」が機能していなかったことが、更に財政状況を悪化させた要因である。今後は実績把握を行い、計画との差異が生じた原因を分析した上で、計画を定期的に修正していく。

また、財政健全化計画の各計画の項目を着実に実施していくためには、住民、議会、職員の理解と協力が不可欠であり、一丸となって取り組んでいく必要がある。

当面厳しい財政状況が続くが、従来にも増して情報を開示し、住民監視のもと限られた財源を効果的・効率的に活用していく必要がある。今後の財政収支も踏まえ、職員が共通認識のもと全ての会計の健全化に向けた創意工夫ある財政運営に取り組んでいく必要がある。

### 土地開発公社の解散

町が当初の計画どおりに土地開発公社の公有用地を購入しなかったことにより、土地開発公社は経営が破綻状態に陥っている。現在、町は「土地開発公社健全化計画」に基づき、土地開発公社の健全化に取り組んでいるところである。同時に平成25年度末に第三セクター等改革推進債を活用し土地開発公社の解

散に向けて事務を進めているが、第三セクター等改革推進債の借入額が多額となる見込みであり、現行制度では今後の財政運営に多大な影響を及ぼすことが懸念されるため、償還期限の弾力的な運用について関係機関と協議していく。

### 保有用地内訳

(平成20年度末現在)

	筆数	面積	簿価
公有用地 (町が買戻す土地)	165筆	46,652.61 m <sup>2</sup>	3,462,590 千円
特定土地 (民間に売却できる土地)	59筆	24,027.41 m <sup>2</sup>	308,754 千円
合計	224筆	70,680.02 m <sup>2</sup>	3,771,344 千円